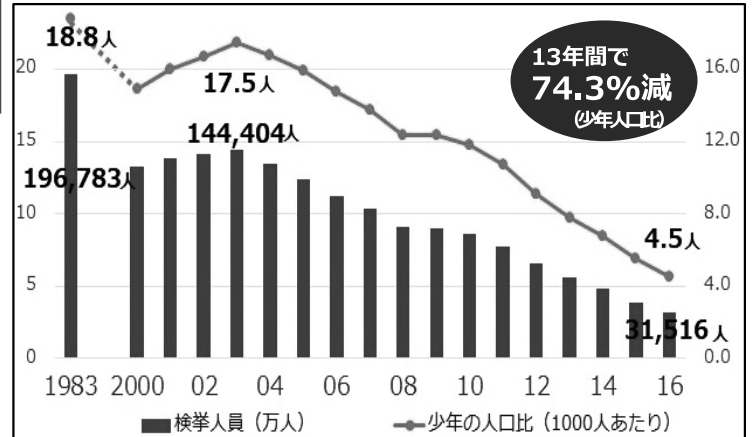


少年法の成人年齢の引下げ (20歳→18歳) には反対です！

少年事件は「増加・凶悪化」していません！

- 犯罪・非行の発生防止に「少年法は有効に機能している」
- 凶悪事件も増えていない

右：少年の一般刑法犯の推移平成29年版警察白書 図表2-87をもとに作成



年齢の定めは目的ごとに 民法の成年年齢とは別！

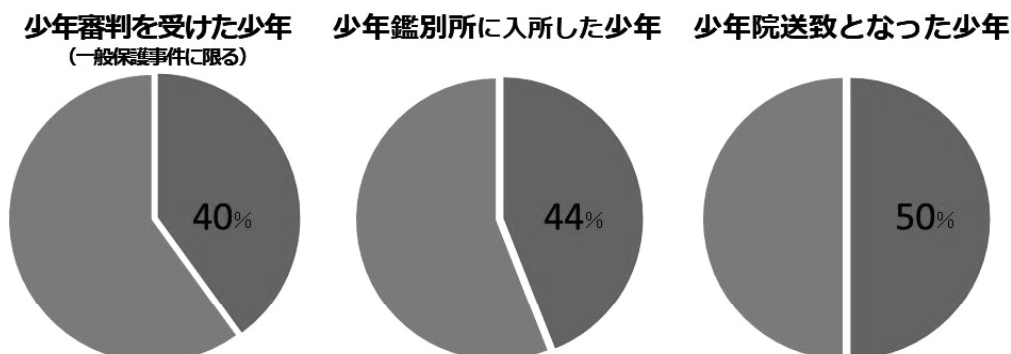
- 「国法上の統一」ではなく、少年法の趣旨・目的（立ち直り・再犯防止）から考えるべき！
- 他の法律は目的に応じて適切な年齢を定めている
飲酒・喫煙・競馬など 20歳 維持（目的 = 健康・青少年保護・非行防止）

* 民法の年齢引下げは、主として経済取引に着目した社会的、経済的成熟度を有するに至っていると考えられるため。（衆議院での法務省答弁）

* 民法は自立をしたい独立心あふれる若者にどこまで自由を認めるか。少年法は社会からドロップアウトしてしまった若者をどうやって社会が受け入れるか。民法と少年法では全く問題が異なる。（衆議院での参考人発言）

少年法の対象から外れる18・19歳の更生を阻害する

現行少年法の対象者 = 約半数が18・19歳



法制審で検討中の制度では本当に必要な処遇が行われない